

イギリスの低所得世帯に対する所得保障と就労インセンティブ

宮 寺 由 佳

キーワード：公的扶助、就労インセンティブ、低所得世帯、
就労を条件とする給付 (in-work benefit)、
就労家族税クレジット (Working Families' Tax Credit)、
新たな「貧困の罠」

はじめに

- 1 イギリスの低所得世帯に対する所得保障制度の展開
- 2 就労家族税クレジット (WFTC) と就労インセンティブ
- 3 就労家族税クレジット (WFTC) が低所得世帯に与えた影響
- 4 就労家族税クレジット (WFTC) の政策的意義

はじめに

わが国の公的扶助制度である生活保護制度は戦後50年以上にわたり、その基本的な枠組みを維持しながら今まで運用されてきた。しかし近年における社会保障制度の抜本的改革の中で、生活保護の見直しも余儀なくされている。2003年8月には社会保障審議会福祉部会に「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が設置され、具体的な制度改革へ向けての取り組みもはじまっている。

制度創設以来、生活保護制度が抱える問題のひとつに、失業者、特に母子世帯など稼働能力のある者の失業がある。受給者の長期受給の傾向が顕著となっている今日において、こうした稼働能力のある者に対する「就労自立」がますます大きな課題となっている。

先進諸国においても、1990年代の後半から公的扶助の役割の再検討がなさ

れている。従来、公的扶助は「ラスト・セーフティーネット」をその基本的役割としてきたが、近年これに加えて「就労インセンティブの助長」という役割の重要性が強調され¹、以来この2つの役割を両立させる具体的な方法が議論の焦点となっている。

もちろん公的扶助が受給者の就労インセンティブに対してネガティブに作用するといういわゆる「貧困の罠」²の問題は、公的扶助がそもそも内包する問題であり、その長い歴史の中で問題解決に向けて試行錯誤がなされてきた。たとえば勤労控除の額を大きくすることで受給者に労働を促したり、受給要件を厳しくし受給を抑制することで仕事に就かせようとするなど様々な方策がとられてきたが、根本的な解決には至っていない。

むしろ近年においては、公的扶助自体に就労インセンティブを高める機能を組み込む方法よりも、従来の公的扶助とは異なるスキームによって低所得世帯を救済し、就労へのインセンティブを高めようとする方策が積極的に採用されている。

特にイギリスは低所得世帯に対する所得保障のあり方と就労インセンティブの問題に対して、積極的な取り組みをしている国のひとつであるといえる。そこで本稿では、イギリスの低所得世帯に対して所得を保障し、かつ就労インセンティブを促す制度である「就労家族税クレジット（Working Families' Tax Credit）」を取り上げ、公的扶助制度とのかかわりを中心にその歴史的展開を確認し、所得保障制度における当該制度の位置付けを検討する。さらに制度を概観し、低所得世帯にあたえた影響とその政策的意義を検討する。

1 イギリスの低所得世帯に対する所得保障制度の展開

(1) 公的扶助の抑制と「働く貧困者（working poor）」の所得保障

公的扶助とは、一般的に保険料などの拠出を求めず、資力調査を要件とする所得保障制度として位置づけられている。イギリスにおける無拠出の制度はさまざまな条件で多様に展開されているが、現在では「所得補助（Income Support）」が最も主要な制度であり、日本の生活保護制度のように生計費の

不足分を現金給付する仕組みとなっている。イギリスの公的扶助制度は1948年に導入された「国民扶助 (National Assistance)」以来、1966年「補足給付 (Supplementary Benefit)」、そして現行制度である1988年創設の「所得補助」と変遷してきた。

イギリスの公的扶助制度はフルタイム³の仕事に就いていない者を対象としているが、そこには生計を維持するのに十分な稼働能力を期待できない高齢者や障害者ばかりでなく、稼働能力がある失業者や母子世帯も含まれている。公的扶助制度の位置づけはあくまでも「ラスト・セーフティーネット」であり、ベバリッジが想定したように拋出制の社会保険が成熟した段階では、こうした稼働能力層は、社会保険によって所得が保障され、公的扶助制度の役割は縮小していくことが予想されていた⁴。したがって基本的に公的扶助制度は稼働能力者の長期受給を前提とせず、早期就業を目指しできる限り速やかに公的扶助制度から自立させることが要請されてきた。

特に1970年代は社会保障費、主に公的扶助制度支出の膨張が問題視され、公的扶助制度は支出の抑制という大命題を抱えることとなり、稼働能力者の就労自立がますます焦点となっていった⁵。そのため稼働能力のある受給者をしてできる限り排除するという方向性で制度が運営されると同時に、公的扶助自立者が再び公的扶助に戻らぬように、就労インセンティブを高めながら一定の所得を保障する制度が必要とされた。

またこの時期、多くの調査によって、公的扶助制度がそもそも対象としていないフルタイム就労者が、公的扶助水準以下の水準で生活しているという事実が明らかにされると⁶、仕事に就いていても十分な収入を得ることができずにいる、いわゆる「働く貧困者 (working poor)」への所得保障のあり方が問題となった。

こうした中、「負の所得税」を導入することによって、公的扶助の貧困の罍を解消し、「働く貧困者」に対して就労インセンティブの促進と所得の保障を図ろうとする議論が70年代に登場した。負の所得税とは、所得が基礎控除額を下回る場合、基礎控除額と所得の差額に負の課税をするというものである。

負の所得税は、控除を受けている人でも働いて収入を得ればその分収入が増えるため、就労インセンティブを損なわず、かつ最小限の所得を保障する仕組みであるとされ、その導入の是非をめぐってイギリスでは活発な議論がおこなわれた。しかし結局、負の所得税の導入には至らず、従来通りフルタイムについていない貧困者に対しては公的扶助制度によって所得を保障し、公的扶助制度の対象とならない低所得世帯に対しては「家族所得補助 (Family Income Supplement : 以下 FIS)」(1971年)を新たに設け、所得を保障することとなった。

FIS も当時の公的扶助制度である補足給付と同様に低所得世帯の所得保障制度であるが、補足給付が対象としないフルタイムの仕事に就いている低所得有子世帯を対象としていること、受給が52週間を限度とする有期制度である点が従来の公的扶助制度と異なる。

(2) 低所得世帯に対する新たな所得保障制度の試み

FIS はイギリスにおいて初めて導入された「就労を条件とする給付 (in-work benefit)」であり、「働く貧困者」に対する所得保障を制度化したものとして位置づけられている⁷。具体的な対象は、16歳未満の子供のいる世帯で親がフルタイム (週30時間以上、ひとり親は24時間以上) の仕事に就いている世帯であり、支給基準額と総収入の差額の2分の1を支給する現金給付制度であった。

しかし所得税課税最低限以上の勤労収入がある FIS 受給者は、収入が増加すると所得税や国民保険料負担が生じ、実際の手取り収入の増加分が大幅に相殺されるため、受給者の就労インセンティブは期待されたほど促されなかった。制度導入の1年後の補足率は50%程度であり、当初政府が期待していたほど制度は活用されなかった⁸。さらに1980年代になると、失業者の増加、特に低所得層に占めるひとり親世帯の割合が急増するとともに、稼働能力のある世帯の非就業化と補足給付への依存が顕著となった。

一方で、補足給付には、例外的事情があると認められる場合には基準額を

上回る給付や週毎の基準額とは別に、個別に発生する例外的ニードに対する給付が認められており、さらに緊急の場合には補足給付受給の資格を満たさない者に対しても給付を行うことができるという、「個別的ニードに沿った」制度設計となっていた。この「給付の個別化」によって、補足給付の支出が急増し、給付事務にかかるアドミニストレーション・コストが大幅に増大していった⁹。

こうした FIS の実質的な失敗に加え、補足給付への依存の増大とそれに伴う支出の増大によって公的扶助の抜本的な改革が不可避とされた。

そこで①補足給付の支出を抑制すること、②複雑化した補足給付をシンプルにすること、③有子世帯の貧困化を解消すること、④就労インセンティブを高めることを目的とした所得補助が1988年に成立した¹⁰。

特に所得補助の構造を単純化し、給付決定における裁定官の裁量を制限したこと、さらには緊急時の救済を所得補助から切り離し、貸付制度の「社会基金 (Social Fund)」¹¹を創設したことによって、公的扶助制度の支出の抑制を狙った。さらに所得補助導入時には受給要件であるフルタイムの就労時間を、週24時間未満から週16時間未満に変更したため、事実上の受給者抑制となった。

このように所得補助が受給者抑制を進める一方で、所得補助から自立した者や「働く貧困者」、とりわけ、ひとり親をはじめとする有子世帯の所得を保障し、かつ就労インセンティブを促す具体的な方法が模索されるようになった。そこで所得補助の導入にあわせ FIS にかわる新たな制度として「家族クレジット (Family Credit : 以下 FC)」が導入された。

FC は稼得収入の増加を実質的な手取り収入としての増加へと結びつけ、受給者に就労のインセンティブを促そうとする制度であった¹²。対象者はフルタイム就労 (週16時間以上の就労) に従事している低所得世帯であり、所得補助から自立した (または排除された) 者など「働く貧困者」となっていた。FC は FIS と比較すると対象者が拡大され、さらに就労インセンティブを促すという視点がより重視されたため、FIS よりも受給者の純所得が増加す

るように設定された。具体的には FIS では受給者への給付額は受給者の総収入をもとに決定されていたが、FC では所得税および国民保険料を差し引いた純総収入に対して給付額が決定されるため、受給者の手元に残る純所得は増加した。

ただし FC は FIS 同様、所得を補う給付金の形がとられている。そのため FC の管轄省は、所得補助と同様「社会保障省 (Department of Social Security、現雇用年金省 : Department of Work and Pensions)」となっている。またクレジットの支給は、給付口座振込みか為替を通して管轄省から受給者に直接支払われる。こうした性格から、FC は低所得世帯への資力調査のある社会保障給付として位置付けられていたといえる。したがって、FC は「就労を条件とする給付 (in-work benefit)」であり、フルタイム就労者を対象としているという点で所得補助とは異なるが、所得の不足部分を補うことを目的とした資力調査を要件とする直接給付であるという点で従来の公的扶助の枠組みを継承していると考えられる。

(3) 就労家族税クレジット (WFTC) の登場と「福祉から就労へ」

すでに述べた通り、1980年代の低所得世帯への所得保障は、所得補助の縮小化という流れと、一方で公的扶助の枠組みを継承した「就労を条件とする給付 (in-work benefit)」の導入による「働く貧困者」への支援という方向性が明確にとられていた時期であった。しかし1990年初頭の経済不況によって失業者が増加すると、高止まりする失業率に押されて所得補助受給者も増加し(図表1参照)、社会保障給付費に占める所得補助の割合はますます高くなり、その割合は1992年から1995まで19%を超える高い数値で推移した¹³。また受給者に占めるひとり親の割合は高く、さらにひとり親世帯に対する所得補助の平均給付額が、他世帯と比較して高いことが顕著となっていった(図表2参照)。

図表1 所得補助受給者数(単位:千人)

	合計*1	60歳以上*2	小計	(参考)			求職者手当受給者*3
				ひとり親	障害者	その他	
1993	5,858(3,561)	1,760	1,801	988	496	317	—
1994	5,693(3,689)	1,749	1,939	1,017	594	328	—
1995	5,670(3,889)	1,770	2,119	1,040	716	363	—
1996	5,548(3,963)	1,753	2,211	1,044	765	402	—
1997	3,958	1,720	2,238	1,013	827	398	1,406
1998	3,853	1,659	2,194	961	881	353	1,181
1999	2,190(3,814)	1,624	2,190	936	914	341	1,106
2000	2,196(3,811)	1,615	2,196	910	962	324	973
2001	2,211(3,928)	1,717	2,211	888	1,017	306	848
2002	2,184(3,930)	1,746	2,184	856	1,067	261	827

出所) 宮寺(2003), p.115

資料) Department for Work and Pensions (2002) 他より作成

*1: 1993年から1996年の括弧内の数字は失業者で所得補助を受給していた者を除いた数字。1997年以降は求職者手当制度が創設されたことにより、稼働能力のある失業者は所得補助を申請できなくなり、多くの所得補助受給者は資力調査付求職者手当へ移行させられることとなった。1999年以降の括弧内の数字は高齢者で「最低所得保証」を受給している者を含む数である。1999年以降、高齢者は原則として「最低所得保証」を受給することとなったが、統計上は括弧内の数字のように所得補助受給者数に含めて計算されている。ここでは、純粋に所得補助受給者数を把握するため、高齢者の受給者を除いた数を正式な数字として取り上げている。

*2: 1999年以降の60歳以上の受給者数は「最低所得保証」の受給者数である。

*3: 資力調査付求職者手当および拠出制求職者手当を含む。

図表2 所得補助平均受給額(単位:ポンド/週)

	全体				
	60歳以上	ひとり親	障害者	その他	
1993年5月	54.75	43.59	70.31	53.12	70.73
1994年5月	56.16	42.45	74.93	57.56	68.44
1995年5月	56.29	41.18	76.63	59.73	64.92
1996年5月	57.26	41.69	78.19	61.07	63.59
1997年5月	58.03	42.24	79.21	62.42	63.24
1998年5月	58.72	42.29	79.67	64.14	65.38
1999年5月	61.42	45.30	82.01	66.99	66.71
2000年5月	65.72	48.18	91.21	70.14	68.37
2001年5月	70.21	50.73	101.44	75.51	71.26
2002年2月	69.94	49.43	103.57	75.82	71.65
2002年5月	69.64	49.69	105.39	76.92	56.15

出所) 宮寺(2003), p.115

資料) Department for Work and Pensions (2002) 他より作成

注: 60歳以上の受給者数は「最低所得保証」の受給額である。

こうした90年代前半の不況の後、1997年に政権の座についた労働党のブレア首相は「福祉から就労へ (Welfare to Work)」というスローガンを掲げて登場している。また1998年の政府緑書では、「有償の仕事に就く事を阻む要因が多く、働くと損をするために働かない人もいる」ことを看過できない問題として取り上げ¹⁴、稼働能力のある低所得世帯に対してより積極的な就労を促すための施策導入の必要性が強調されていった。したがって低所得世帯に対する所得保障政策の方向性も、これまで以上に公的扶助を縮小しながら「就労を条件とする給付 (in-work benefit)」を拡大することが強調された。ただしこれは従来の方向性の追認にとどまるものではなく、これまでの社会保障給付とは異なる新たなスキームによる「就労を条件とする給付 (in-work benefit)」の導入を求めるものであった。

Taylor, M. はイギリスの社会保障給付システムと就労インセンティブに関する政府の報告書の中で、低所得世帯に対する所得保障制度としてアメリカの税制を通じた所得保障制度である「勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit: EITC)」を紹介し、その効果を積極的に評価している¹⁵。このEITCは就労を条件とする個人所得税上の税額控除によって、低所得世帯の社会保障税負担の軽減を図るとともに、就労インセンティブの促進を図ることを目的とした制度である。Taylor は EITC のように税と社会保障給付を融合させた制度は、①社会福祉による給付よりもスティグマを軽減することができる、②社会保障給付よりも納税者に受け入れやすい、③給料を通して支払われるため、福祉に依存することと労働によって報酬を得ることの違いをより明確にすることができる、④限界税率と社会保障給付の減少率を緩和することができる、としてイギリスの低所得世帯の所得保障対策においても有効であると報告している。

こうして登場した制度が「就労家族税クレジット (Working Families' Tax Credit: 以下 WFTC)」であり、従来型の所得保障給付ではない新しい「就労を条件とする給付 (in-work benefit)」、すなわち税制と所得保障給付を統合した制度として大きな期待をもって導入されたのである。

2 就労家族税クレジット（WFTC）と就労インセンティブ

（1）就労家族税クレジット（WFTC）の概要

WFTC は1999年10月に導入されてから、2003年4月に「就労税クレジット（Working Tax Credit）」に制度が変更されるまで、イギリスにおける「働く貧困者」への最も主要な所得保障制度のひとつとなった。WFTC は前身制度のFC 同様に無拠出で資力調査を伴う低所得世帯に対する給付であるが、FC が従来型の公的扶助制度と同様に直接的な社会保障給付であるのに対し、WFTC は受給者の税負担を軽減することによって間接的に給付をおこなうことで所得保障を行なう制度であり、税制と社会保障給付制度を統合した点が画期的な制度であった。さらにクレジットの支払い方法は、FC のように口座振込みや為替によって社会保障省から給付として直接支給されるのではなく、管轄庁の「内国歳入庁（Inland Revenue）」から雇用主を通じて賃金に上乘せする形で給料と一緒に支払われる¹⁶。したがって WFTC は負の所得税の構想に近い制度設計となっており、税制を通じて所得税を控除すると同時に事実上の賃金の引き上げが行われる仕組みとなっている。

WFTC は子供が16歳未満で親がフルタイム（週16時間以上）就労している低所得世帯を対象とした制度である。また受給者が保有できる資産は、FC と同様に所得補助の資産保有の基準が採用されている¹⁷。ただし所得補助とは異なり、受給が26週間を限度とする有期制度となっている。WFTC のクレジット額は、政府が毎年決定する「適用額（Applicable Amount）」と呼ばれる支給基準額をもとにして、適用額より世帯の1週間の純総収入が低い場合は、世帯類型に応じたクレジットが満額支給され、適用額より世帯の純総収入が多い場合は、その超過額の55%をクレジットから差し引いた額が賃金に上乘せされて支払われることになる。

$$\text{WFTC} = (\text{満額のクレジット}) - (55\% \times [1\text{週間の純総収入} - \text{適用額}])$$

さらに WFTC では保育費用の負担を軽減するために「保育税クレジット (Child Care Tax Credit、以下 CCTC)」が設けられている。2002-2003年では子供 1人135.00ポンド、2人以上で200.00ポンドを上限として、保育費用の70%が賃金に上乗せして支払われる。給付額は図表3の通りである。

図表3 WFTCの週あたりの給付額(単位:ポンド)

		1999-2000	2000-2001	2001-2002	2002-2003
成人クレジット	1世帯	52.30	53.15	59.00	62.50
子供クレジット	0-11	19.85	25.60	26.00	26.45
	11-16	20.90	25.60	26.00	26.45
	16-18	25.95	26.35	26.75	27.20
30時間クレジット		11.05	11.25	11.45	11.65
CCTC 上限	子供1人	100.00	100.00	135.00	135.00
	2人以上	150.00	150.00	200.00	200.00
適用額		90.99	91.45	92.90	94.50

Inland Revenue(2002),p37より筆者作成

図表4はWFTCの計算方法を具体的な事例で示したものである。この図表では夫婦と子供2人(11歳以下)の世帯で30時間以上の仕事に就き、夫が週250.00ポンド、妻が100.00ポンドの収入があるケースを想定している。夫と妻の国民保険料、所得税を差し引いた後の1週間の純総収入は305.79ポンドとなる。

この夫婦には成人クレジットとして53.15ポンドが支給され、さらに就労時間が30時間を越えているため11.25ポンドが加算される。また11歳以下の子供が2人いるため、子供クレジットが2人分(51.20ポンド)支給される。保育コストに関してはCCTC上限の150.00ポンドを超えているため、150.00ポンドの70%である105.00ポンドが支給される。したがってこの夫婦の満額クレジットは220.60ポンドとなる。さらにこの世帯は純総収入が305.79ポンドあり、適用額の91.45ポンドを214.34ポンド超過していることになる。したがって214.34ポンドの55%に相当する117.89ポンド分が満額クレジットから削減されWFTCクレジット額は102.71ポンドとなり、最終的に夫婦の純所得は世帯純総収入にWFTCクレジット額を加えた408.50ポンドとなる。

図表 4 WFTC の計算例

総収入：夫	£250.00
国民保険料	-£16.60
所得税	-£24.44
総収入：母	£100.00
社会保険料	-£1.60
所得税	-£1.57
1 週間の世帯純総収入(a)	£305.79
成人クレジット	£53.15
30時間クレジット	£11.25
子供クレジット11歳以下の子供 2人	£51.20
CCTC (保育コスト £150)	£105.00
満額クレジット(b)	£220.60
55% × [1 週間の純総収入 - 適用額 (£91.45)] (c)	£117.89
WFTC クレジット額(d) = (b) - (c)	£102.71
1 週間の純所得合計 = (a) + (d)	£408.50

Myck,M(2000),p10より筆者作成

注) クレジット額は2000-2001年のレート。

つまりこのケースの場合、総収入から差し引かれる国民保険料と所得税の額 (44.21ポンド) よりも、支給される WFTC のクレジット額 (102.71ポンド) のほうが大きくなり、その差額の58.50ポンドが世帯総収入よりも増加したことになる。WFTC は賃金収入が増加するとその収入分だけ給付額が削減される所得補助と異なり、働けばその分だけ手取り収入が多くなるよう配慮された制度設計となっており、このケースは、まさにその効果が現れている例であるといえる。

(2) 就労家族税クレジット (WFTC) の特徴

～家族クレジット (FC) との比較から

このように WFTC は受給世帯の稼得収入が増加するとクレジット額が徐々に減額されることが原則となっているが、最終的な純所得は漸増するように設計されており、受給者がより長時間の労働に就く意欲をもつよう配慮された制度となっている。FC の制度設計も基本的には同じであるが、WFTC は労働時間に対する純所得の増加率が FC に比べると高く設定されている¹⁸。

また FC および WFTC の資産の保有額は所得補助と同一の基準に設定され

ている。これはFC/WFTCの両制度が、ストック部分に関しては所得補助と同程度の低所得世帯を対象としていることを示している。したがってFC/WFTCと所得補助の要件の違いはフロー部分、すなわち週の労働時間に規定されることとなる。

そのためFC/WFTCは所得補助と併給できず、両制度は受給者にとって排他的関係となっている。一方で両制度の労働時間の要件から、もし受給者が所得補助から自立した後も低所得のままでは、直ちにFC/WFTCを受給することができるため、所得補助と連続的關係性にあるともいえる。FC/WFTCと所得補助が連続的關係性にある理由は、所得補助を脱出した者が十分な所得を得られず、再び所得補助受給者となることを食い止めることを期待されているためである。

一方でWFTCは税制を通じた所得保障給付となっており、直接的な社会保障給付であるFCとは制度の基本的な位置づけが異なる。したがってFCの管轄省は社会保障給付担当の社会保障省であったが、WFTCは税務担当の内国歳入庁へと変更された。またWFTCはクレジットの支払方法も、FCやその他の社会保障給付のように口座振込みによる管轄省からの直接給付ではなく、内国歳入庁から雇用主を通じて賃金に上乗せする形で間接的に給付されることとなった。

これは先に述べたTaylor報告の目的にも挙げられているように、「福祉に依存することと労働によって報酬を得ることの違いをより明確にする」という政策的意図が反映されたものである。その点ではWFTCはまさにブレア政権が掲げた「福祉から就労へ」を制度化したものと位置付けることができる。また管轄省庁の変更によって、WFTC受給者に与えるスティグマをある程度解消することが期待される。またWFTCによるクレジットは給料を通して賃金に上乗せして支給されるため、社会保障給付を「受給」しているという感覚は小さく、むしろ労働が賃金の対価であることをより具体的に体感させる効果も期待できる。

さらにWFTCはFCと比較するとより「寛大な」制度設計となっており、

「働く貧困者」をより広くカバーし、かつ純所得を増加させることによって就労インセンティブを促すことが期待されている。FC と比較すると、WFTC は①成人のクレジット額の増額、②11歳未満の子供のクレジット額の増額、③適用額の引き上げ、④純総収入に対する給付減額率の大幅な引き下げ、⑤CCCTC 導入による保育コストの引き上げが特徴的である（図表 5 参照）。

こうした WFTC の寛大な制度改革により、FC から WFTC へ変更された 1999年10月前後の 8 月から11月にかけて、WFTC の受給者数が急増している（図表 6 参照）。また1999年11月以降、WFTC 受給者は一貫して増加傾向にあり、夫婦世帯よりもひとり親世帯の受給者数が多くなっている（図表 7 参照）。さらにひとり親世帯のうち主たる所得稼得者が女性である割合が95.8%にも上っていることから、WFTC が母子世帯の所得支援と就労に大きな効果をもたらしていると考えられ、低所得世帯のライフサイクルにおいて最もコストがかかる子育て期の主要な所得支援となっていることがわかる。

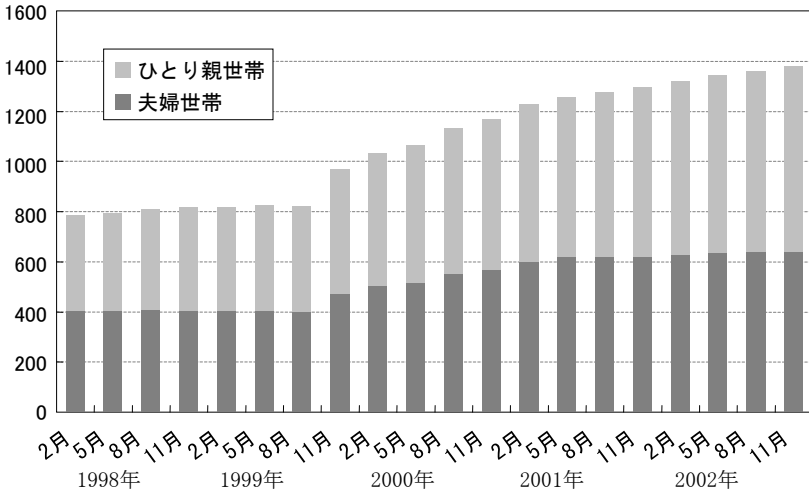
図表 5 FC と WFTC の制度比較

	FC	WFTC
管轄省庁	社会保障省 (Department of Work and Pension)	内国歳入庁 (Inland Revenue)
対象者	夫婦世帯の女性	夫婦のうち男性もしくは女性
支払方法	口座振り込みまたは為替	雇用主によって給料を通して支払われるか、または内国歳入庁から直接支払われる
労働時間要件	主たる稼得者が週16時間以上仕事をしている	
適用額	79.00ポンド	90.00ポンド
純総収入に対する減額率	70%	55%
クレジットの種類	1 世帯に対して人数にかかわらず定額の成人クレジットが設定されている。さらに子供の年齢と数に応じて「子供クレジット」がある	
資産保有額	上限8,000.00ポンド。3,000.00ポンドの保有は免除 3,000.00～8,000.00ポンドまでは250.00ポンドあたり1.00ポンドの収入とみなす	
保育費用	子供 1 人につき週60.00ポンド、2人以上は100.00ポンドまで	子供 1 人につき100.00ポンド、2人以上は150.00ポンド
給付機関	26週間	

各種史料から筆者作成。

注) FC の給付額は WFTC 導入直前の1999年の給付額、WFTC の給付額は1999年10月時点のもの。

図表6 FC/WFTC 受給者の推移 (単位: 千人)



Inland Revenue (2002),p7より筆者作成

注) 1999年11月から2000年2月まではFCとWFTCの受給者が含まれ、2000年5月からWFTC受給者のみの数となっている。2001年5月以前は5%程度のサンプルに基づいた推計値、2001年5月以降はWFTC受給者の実数が掲載されている。

図表7 WFTC 受給者数と主たる稼得者 (2002年11月) (単位: 千人)

	総数	夫婦世帯 総数	主たる所得稼得者		ひとり親 総数	主たる所得稼得者	
			男性	女性		男性	女性
総数 (%)	1,376.3	639.0 (100.0)	514.7 (80.5)	124.3 (19.5)	737.3 (100.0)	30.7 (4.2)	706.6 (95.8)

Inland Revenue (2002),p13より筆者作成

3 就労家族税クレジット (WFTC) が低所得世帯に与えた影響

WFTCが低所得世帯に対してどのような影響を与えているのかについて、①保育コストと就労行動に与える影響、②労働時間と純所得の関係から見た就労行動に与える影響、③実際の調査データから見たWFTCと就労行動の3つの側面から検討する。

(1) 保育コストと就労行動に与える影響

WFTCにおけるCCTCの導入は、WFTCの制度の特徴を最も端的に表して

いる。前身制度のFCは導入当初保育コストに対する支援が組み込まれていなかった¹⁹。これはFCが、「夫が働き、妻が育児と家事を担当する」という「性別役割分業型の家族モデル」を想定して設計されたためであると考えられている²⁰。こうした背景には出産・育児は家庭内の問題であり、極力公的介入を抑えようというイギリスの政策的な土壌があることが影響しているとも考えられる。FCはあくまでも低所得有子世帯の所得保障を目的とした制度であり、女性の労働市場参加を促すことを意図した制度ではないということは明白である。

しかし実際にはFCの受給者はひとり親世帯、特に母子世帯の割合が高く、その割合が総受給者の半数を占めている状況にあって、保育コストに配慮しないFCは、低所得有子世帯に対する所得保障及び就労インセンティブ機能を果たし得なくなっていく²¹。そのためFCからWFTCへと改革が行われる過程において、低所得有子世帯における保育コストの負担をWFTC制度に組み込まざるをえなくなった。WFTCは「性別役割分業型の家族モデル」にもとづいたFCとは異なり、女性の就労機会、特にひとり親世帯の母親の就労機会に配慮した制度であることが要請され、WFTCにCCTCが導入されることになったのである。

子供の保育に関する状況を、5歳以下の子どもを持つ一般世帯を対象とした調査結果から確認すると、夫婦世帯では外部の保育サービスを「利用しない」世帯が35.4%となっており、保育を外部に依頼せず自分たちで子育てをおこなっている様子がわかる(図表8参照)。一方でひとり親世帯では保育を「利用していない」割合は非常に少なく、10%に満たない。さらにひとり親世帯は子供の保育に関して親族への依存度が高く、また夫婦世帯と比較すると保育士および保育園などのフォーマルな機関を活用している割合が高くなっている。これはひとり親が仕事をもち、子供の保育を自身ですることは難しいため必然的に保育を外部に依存せざるをえないという問題によるものであると推察される。さらに図表9からもわかるように、ひとり親世帯では労働時間が長くなるほど、保育士や保育園などのフォーマルな機関に支払う

コストが高くなっている。保育コストがひとり親世帯の家計に少なからぬ負担となっていることが推測できる。

こうした保育コストの負担を考えると、WFTC による CCTC の導入は、家庭内に保育を行なう家族がいないひとり親世帯にとって、大きなサポートとなっており、ひとり親世帯の就労を促す要因となっていると考えられる。

図表 8 5歳以下の子供を持つ世帯の保育の利用状況 (%)

保育の種類	夫婦世帯	ひとり親	総数
利用しない	35.4	9.3	32.9
親族のみ	28.7	44.0	30.1
親族と友人	1.1	4.4	1.4
友人のみ	3.0	9.8	3.6
保育士のみ	11.2	11.1	11.2
保育園のケア	7.1	6.7	7.1
保育士とインフォーマルなケア	2.5	3.4	2.6
保育園とインフォーマルなケア	4.3	7.5	4.6
複数のフォーマルケア	3.4	1.0	3.1
その他	3.3	2.6	3.3
総計	100.0	100.0	100.0

Blundell, Duncan and Meghir (2002),p10より筆者作成

図表 9 母親の労働時間別保育支出 (ひとり親世帯) (単位: ポンド/週)

保育の種類	労働時間					計
	0-10	11-20	21-30	31-40	41+	
親族のみ	0.82	2.34	5.27	15.94	9.00	5.75
親族と友人	3.33	6.33	18.00	50.00	.	16.94
友人のみ	6.09	7.86	15.42	30.45	0.00	14.46
保育士のみ	.	36.87	42.33	65.13	110.23	61.66
保育園のケア	15.75	9.67	48.03	64.53	66.50	48.39
保育士とインフォーマルなケア	.	34.13	13.67	55.60	48.00	40.38
保育園とインフォーマルなケア	8.67	8.75	18.45	60.52	0.00	30.37
複数のフォーマルケア	.	48.00	.	69.92	.	64.44
その他	0.00	42.50	71.00	57.50	138.00	60.85
平均	1.88	8.18	17.11	37.70	35.55	19.65

Blundell, Duncan and Meghir(2002),p11より筆者作成

(2) 労働時間と純所得の関係から見た就労行動に与える影響

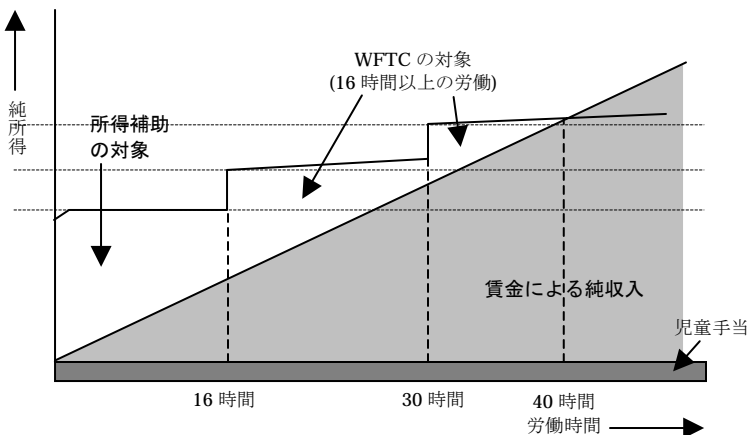
WFTC は受給者の就労インセンティブを高めることをその目的としている。ここでは、受給者の労働時間の変化による純所得の変化の状況を、他の

制度との関係も踏まえた上で、低所得世帯対策全体を俯瞰し、制度の構造上の特徴を指摘する。

まず前提として、WFTC の受給資格がない所得補助受給者の就労インセンティブについて見ると、労働時間が週16時間未満の所得補助対象者は、賃金が上昇しても実質的な純所得は増加しないという点が特徴となっている。こうした所得補助の制度設計が受給者の就労意欲を減退させ、また貧困の罍を生み出していると考えられる。

こうした貧困の罍に対して、WFTC は2つの点で作用している。第一に、WFTC の受給資格が発生する週16時間労働の段階および、週30時間労働の段階で純所得が急増している点である。これは週16時間の段階で所得補助からWFTC に移行し、クレジットが付与される（すなわち就労インセンティブが付与される）ことと、週30時間以上働いた世帯には「30時間クレジット」が支給され、純所得も大きく増加する仕組みとなっているためである。

図表10 労働時間と純所得の関係（モデル図）



Blundell and Walker (2001)他各種資料を参考に筆者作成

注) 純所得には低所得者に給付される資力調査付の「住宅給付 (Housing Benefit)」とカウンスル税給付 (Council Tax Benefit)」が含まれる。

このように16時間と30時間に設定されたしきい値で給付額が大きく上昇する特性は、しきい値直下の労働時間で就労する人々により高い就労インセン

ティブを付与することになる。とりわけ、所得補助との境界となる16時間での純所得の上昇は所得補助から稼働能力者を自立させるための大きなインセンティブになる。

一方、純所得が急増する16時間および30時間以外は、労働時間に応じて純所得が漸増し、40時間を越えて世帯の労働賃金が増加すると WFTC の対象から外れるということも重要な点である。しきい値直下の就労時間で働く受給者とは対照的に、一旦しきい値を超えると、純所得の増加率は、あくまで漸増となる。これは、労働時間の長時間化にあわせ、資力調査付の「住宅給付 (Housing benefit)」、や「カウンシル税給付 (Council Tax Benefit)」が減額されるためであり、結果的に、最終的に手元に残る所得の増加はごくわずかになる場合がある²²。こうしたことが、労働時間がしきい値を越えた場合の所得の漸増の原因となっており、就労者がさらに労働時間を長時間化する際のディスインセンティブとして機能している。また、40時間を越えた場合に、WFTC の資格喪失の可能性があることも長時間就労へのディスインセンティブとなりえる。

(3) 実際の調査データから見た WFTC と就労行動

以上のような構造的な特徴が実際の低所得世帯の就労行動においてどのように現れているかについて、イギリスで実施された各種の調査結果からある程度把握できる。

Mckay, S は WFTC 受給世帯を含む低所得有子世帯への調査²³を実施し、WFTC が低所得世帯、とりわけひとり親世帯に対して就労インセンティブを付与し、一定の成果を挙げていることを立証した。この調査では、2000年に16時間未満の労働に従事していた世帯のうち23%にあたる世帯が、2001年には16時間以上のフルタイム労働に従事するようになっていることを明らかにした。さらにこれらの世帯のうち、63%もの世帯が WFTC を受給しており、ひとり親世帯では WFTC を受給している世帯が76%という高い割合となっている。このことから Mckay は WFTC が低所得世帯、特にひとり親世帯に対

してフルタイムの就労を促すような施策となっていると結論付けている²⁴。またひとり親世帯の労働時間に関しては、週16時間労働に就いている人の割合が高くなっているという別の指摘もある²⁵。

このようにひとり親世帯において週16時間の就労が促進されている理由は、先に述べた通り、WFTC の受給資格が発生する週の労働時間16時間のしきい値で純所得が急増するためである。つまり WFTC は所得補助に長期に依存しがちなひとり親世帯を、所得補助から脱出させ、週16時間以上のフルタイムの仕事に就くことを促す効果があるといえる。

しかし一方で、夫婦世帯においては、WFTC が長時間労働に向けてのデイスインセンティブとして機能している側面があることも別の調査結果から推察される。

図表11は内国歳入庁の実施した WFTC 受給者に関する調査の結果である。WFTC 受給世帯全体の状況について見ると、受給世帯全体の平均労働時間は30.5時間となっており、WFTC の設定するしきい値付近となっていることがわかる。分布も概ね平均的に分散しており、特に大きな特徴はみられない。

しかしながら、世帯類型別に見ると、夫婦世帯では30時間以上の労働時間に約3分の2が集中している一方で、ひとり親世帯では長時間労働は少なく、30時間未満に受給世帯の6割が見られる。40時間以上の労働で両世帯類型を比較すると、両者の差はより明確である。平均の労働時間でも夫婦世帯が35.0時間であるのに対して、ひとり親世帯においては26.6時間と短くなっていることがわかる。

この結果からは一見すると夫婦世帯により強い就労インセンティブが働いているように見えるが、こうした世帯類型による労働時間の差異に、次のような異なる調査の結果を重ねあわせることで、興味深い事実が見えてくる。

図表11 WFTC 受給者（主たる稼得者）の労働時間（2002年）（単位：千人）

	総数 (%)	週の平均労働時間						平均労働時間
		16-20 未満	20-24 未満	24-30 未満	30-36 未満	36-40 未満	40 以上	
全体	1,376.3 (100)	276.2 (20.1)	184.0 (13.4)	127.8 (9.3)	216.0 (15.7)	269.0 (19.5)	303.3 (22.0)	30.5
夫婦世帯	639.0 (100)	69.3 (10.8)	47.9 (7.5)	35.2 (5.5)	87.3 (13.7)	154.7 (24.2)	244.6 (38.3)	35.0
ひとり親世帯	737.3 (100)	206.9 (28.1)	136.1 (18.5)	92.6 (12.6)	128.6 (17.4)	114.3 (15.5)	58.7 (8.0)	26.6

Inland Revenue (2002) p23より筆者作成

注) 夫婦世帯の主たる稼得者の80.5%は男性の労働時間を示している。

図表12は、女性の就労者一般を労働時間毎に分析し、WFTC 受給者がどの程度の割合で存在しているかを示した調査結果である。この調査結果から、夫が就労している女性では、短時間労働の層または「0時間」の層にWFTCの受給者が多くなっているということが読み取れる。この結果を図表11で示された夫婦世帯が長時間労働に就いているという結果と重ね合わせて考えると、WFTCを受給している夫婦世帯では、夫が長時間労働に就き、一方妻は非就業化する傾向にあることを示唆している。

両調査は必ずしも同一の対象者に対して行なわれた調査でないこと、また、前者の調査は受給者を労働時間別に分析したものである一方で、後者の調査は労働時間別に受給者を分析したものであることなどから、これ以上の両調査間の関係を分析することは困難である。しかし、WFTCを受給する夫婦世帯の夫が長時間労働の場合に、妻は非就業化していることは、必ずしもWFTCが夫婦世帯の女性に対して効果的な就労インセンティブを与えていないことを示唆している。

WFTCを受給している世帯は、原則として低所得層であり、夫が長時間働いても収入が不十分ならば、女性も就労することが所得向上の面から見れば有効な選択であるが、実際はWFTCの構造的な特徴—すなわち30時間を越えると純所得の伸びが小さくなり、40時間を越えると受給資格を失う可能性があるという制度的特徴—によって、妻の就労インセンティブが低減されている可能性があることを意味している。

WFTC の労働時間と純所得の関係において十分な就労インセンティブが機能していないとすれば、受給者が労働時間を抑制し、WFTC にとどまるという新たな「貧困の罠」が生じている可能性は高い²⁶。

図表12 労働時間別の WFTC 受給者の割合

		労働時間					
		0	0-10	11-20	21-30	31-40	41+
ひとり親女性	就学前児童なし	・	・	62.1	74.0	52.2	51.1
	就学前児童あり	・	・	75.0	87.9	61.5	61.5
	全体	・	・	62.5	78.2	53.8	53.4
夫が就労している女性	就学前児童なし	30.6	19.0	10.2	4.9	3.6	3.1
	就学前児童あり	35.9	12.7	11.7	5.3	4.4	4.1
	全体	33.9	16.2	10.9	5.0	3.9	3.4
夫が無職の女性	就学前児童なし	・	・	38.6	53.3	36.7	66.7
	就学前児童あり	・	・	73.1	80.0	45.0	33.3
	全体	・	・	51.4	60.0	39.1	61.9

Blundell and Walker (2001),p17より筆者作成

4 就労家族税クレジット (WFTC) の政策的意義

以上の考察から、WFTC の政策的意義を以下の3つの点に分けて指摘することができる。

第一に WFTC がイギリスにおける有子世帯への施策に対する基本的理念が転換される中で登場した制度であるという点である。すなわち WFTC の前身制度の FC が男性が稼得者で、女性は男性に経済的に依存するという理念に基づいた制度であるのに対して、WFTC は両性がともに就労することを前提とする理念に基づいて導入されたのである。したがって WFTC は低所得有子世帯に対して、単に所得保障の側面ばかりでなく、女性の就労、特にひとり親世帯の母親に対する就労機会の拡大を促す役割を付与された制度となっているという意味において非常に重要な制度であるといえる。

第二に WFTC が所得補助の貧困の罠を解消したという点である。繰り返し述べている通り、週16時間未満労働を対象とする所得補助を受給した時と比較すると、週16時間の労働について WFTC を受給した時の方が受給世帯の純所得は大幅に増加する。こうした WFTC の制度設計によって、所得補助受給

者に対して就労インセンティブを付与することができる。すなわち WFTC は所得補助が抱える貧困の罠という問題を一定程度解消し、ひとり親世帯の女性が労働市場に参加することを促しているのである。

第三に WFTC が新たな「貧困の罠」を生み出しているという点である。WFTC の労働時間と純所得の関係から、週16時間と週30時間労働以外は、WFTC 受給者がより長い時間働いても、労働時間に見合うほどの純所得の増加を実感できない構造となっていることがわかった。低所得世帯向けの社会保障給付を併給している場合、賃金収入の増加に伴ってこれらの給付が減額されるためである。したがって WFTC 受給者、特に夫婦世帯の女性が労働時間を抑制しながら WFTC にとどまる傾向が生じている。換言すれば、所得補助の貧困の罠を解消した WFTC それ自体が、新たな「貧困の罠」を作り出しているのである。

WFTC は所得補助の貧困の罠を解消し、ひとり親世帯の女性が労働市場に参加することを積極的に促しているという点で高く評価できる制度である。ただし WFTC が、より低所得世帯の就労による所得増加が報われる (make work pay) 制度となるために、新たに生じた「貧困の罠」をどのように解消するかという点が今後の課題となるだろう。

注

¹ OECD (1998),p.9

² 「貧困の罠」とは稼得収入が増加すると、社会保障給付が減額または不適用となったり、課税額が増加するため、就労を行なうインセンティブが低下し、貧困から容易に脱出できない状況のこと。

³ イギリスではフルタイム就労は週単位の労働時間数で設定されている。公的扶助制度ではフルタイム就労か否かが主たる受給要件となっている。

⁴ 星野信也(1973),p.49

⁵ 従来公的扶助の主たる受給者は稼働能力の期待できない高齢者であつが、1970年代の年金制度の充実によって受給者数が減少していった。一方で時期のスタグフレー

ションによって失業者・低所得者が増大したことによって、公的扶助受給者に占める稼働能力者の割合が相対的に大きくなっていった。毛利健三(1991),pp.307-317

⁶ 1965年に Abel-Smith, B と Townsend, P によって公的扶助の水準を下回る貧困世帯、特に児童のいる世帯の多さが指摘された(「貧困の再発見」)。さらに1970年に実施された有子完全就労世帯に関する調査では、公的扶助水準以下の世帯の多さが問題視されている。小沼正(1974),pp71-72

⁷ 星野(1973),p.53

⁸ 下夷美幸(1999),pp.164-165

⁹ OECD,(1998),p.32

¹⁰ 山田篤裕(1999),p.200 なお所得補助制度の給付額は世帯人員及び年齢別に設定されている「個人手当」によって、食費や光熱水費等の日常生活の需要を満たすための給付がおこなわれる。この給付は単身者、ひとり親、カップルの3つのカテゴリに分類され、さらに各カテゴリ別に年齢に応じてレートが設定されている。さらには「個人手当」では充足されない各個人の生活上の必要に対応する給付として「各種割増金」という加算的給付がある。各種割増金は有子世帯、ひとり親世帯、年金世帯、高齢年金世帯(「80歳以上」)、障害世帯、重度障害世帯、障害児世帯、介護者世帯の8つの世帯に類型化され、給付額のレートが設定されているというシンプルな構造となっている。

¹¹ なお所得補助の支出の抑制と制度の単純化を図るために、週単位の金銭給付を行なう所得補助制度と例外的・緊急的なニードに対する給付をおこなうための「社会基金」に分離し、社会基金を原則金銭貸与の制度とした。社会基金は所得補助の給付では対応できない出産、葬祭、寒冷気候のためにかかる特別なコストや、その他臨時的に発生するコストに対処するために、設けられた制度である。社会基金は所得補助受給世帯であれば、自動的に社会基金の受給資格を付与されが、社会基金は貸付金制度であり、かつ「社会基金官 (Social Fund Officer)」の裁量で給付額が決定される。

¹² 下夷(1999),p.165

¹³ 山田(1999),pp.216-217

¹⁴ Department Social Security (1998b)

¹⁵ Taylor, M, (1998) p.23

¹⁶ 基本的には雇用主によって給料を通して支払われるが、自営業の場合は内国歳下入庁から直接支払われる。

¹⁷ 資産保有額は3,000.00ポンドまでとなっている。これを超える資産を有している者は、250.00ポンドごとに週1.00ポンドの収入と見なされ、8,000.00ポンドを超えると受給資格を失うこととなっている。

¹⁸ Blundell, Duncan, and Meghir,(2002),pp.7-9

¹⁹ 1994年から保育コストへの援助が組み込まれるようになった。

²⁰ 下夷(1999),p.178

²¹ Holtermann, S (1997), p.10

²² こうした低所得者向けの社会保障給付の中でも特に住宅給付の減額率が大きく、WFTC 受給者の所得が増加しても結局相殺されてしまという指摘もある。たとえば WFTC 受給者の収入が1.00ポンド増加した時、税や社会保障給付の削減率を最大にすると、最大限界控除率は95%となり、手元には0.05ポンドしか残らないという試算もある。こうした問題は特に FC の時には対象者とならなかったが、WFTC 導入によって制度対象者となったという比較的収入がある世帯が直面しやすいという傾向があるという。Blundell and Walker (2001), pp.16-23

²³ McKay, S (2001) この調査は基本的に同一個人を継続的に追跡し、時系列を把握するパネル調査である。調査実施年は1999から2001年の3年間。

²⁴ Ibid,pp.31-33

²⁵ Blundell, R, Duncan, A and Meghir, C, (2002),pp.5-6

²⁶ House of Commons (1998a)

引用参考文献

Blundell, R, Duncan, A and Meghir, C, (2002), “Evaluating the Working Families Tax Credit”, *Social Policy Monitoring Network*, The Institute for Fiscal Studies

Blundell, R, Duncan, A, McCrae, J, and Meghir, C (2000), “The Labour Market Impact of the Working Families’ Tax Credit”, *Fiscal Studies*

Blundell, R, (2000), “Work Incentives and ‘In-Work’ Benefit Reforms: A Review”, *Oxford Review of Economic Policy*, Vol.16,No.1, Oxford University press

Blundell, R., and Walker, I., (2001), “Working Families’ Tax Credit-A review of The Evidence”, *Issues and Prospects for Further Research*, Inland Revenue.

Department Social Security, (1998a), *Households Below Average Income 1997-1996/1997*. The Stationary Office

Department Social Security, (1998b), “New Ambitions for Welfare: Partnership in pensions”, Cm 4179

Department for Work and Pensions, (2002), *Income Support Quarterly Statistical Enquiry February 2002*, A National Statistics Publication,

Holtermann,S, (1997), *The childcare disregard in family credit: Who gains?*, Daycare Trust

House of Commons, (1998a), *The 1998 Budget and work incentives*, ResearchPaper 98/45, Social Policy Section

House of Commons, (1998b), *Working Families Tax Credit and Family Credit*, Research

Paper 98/46, Social Policy Section

Inland Revenue, (2002), *Working Families' Tax Credit Statistics-Quarterly Enquiry-United Kingdom May-Nov 2002*, A National Statistics Publication

Myck,M (2000), *Fiscal Reform Since May 1997*, Briefing Note no.14 The Institute for Fiscal Studies

Mckay,S, (2000), *Fiscal Reform Since May 1997*, Briefing note No.14, The Institute For Fiscal Studies

Mckay,S, (2003), *Working Families' Tax Credit in 2001-Research Report No 181*, Department for Work and Pensions

OECD, (1998), *The Battle against Exclusion -Social assistance in Australia, Finland, Sweden and the United Kingdom*

Taylor, M, (1998), *The Modernisation of Britain's Tax and Benefit System number Two-Work Incentive*, HM Treasury

埋橋孝文(2003),「公的扶助制度をめぐる国際的動向と政策的含意」埋橋孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房

小沼 正(1974),「貧困対策への新しい接近—イギリスの Tax-Credit System と補足給付」『季刊社会保障研究』第9号第3号

下夷美幸(1999),「家族クレジット・児童給付・障害者手当」武川正吾・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 イギリス』東京大学出版会

曾原利光(1987),「補足給付」社会保障研究所『イギリスの社会保障』東京大学出版会
デービッド・ドニソン著、星野信也訳(1987),「社会保障をめぐるイギリスの議論」『季刊社会保障研究』22巻4号

内閣府政策統括官(2002),「海外諸国における経済活性化税制の事例について」『政策効果分析レポート No.12』

永田 祐(2003),「イギリスにおける女性ひとり親家庭に対する社会政策と政策論理の転換—就労支援政策に焦点を当てて—」『コミュニティ福祉学部紀要』第5号

根岸毅宏(1999a),「アメリカの EITC (勤労所得税額控除) と所得保障政策」『国学院経済学』第47巻第1号

根岸毅宏(1999b),「アメリカの EITC (勤労所得税額控除) の政策的意義と問題点—税制を通じた所得保障 (Tax-Base Transfer) の具体的例として—」『国学院経済学』第48巻第1号

星野信也(1973),「英米における貧困対策—ニガティブな所得税の提案」『季刊社会保障研究』、社会保障研究所、第8巻大4号

宮寺由佳(2003), UFJ 総合研究所編「主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する

る調査報告書」厚生労働省援護局保護課

毛利健三(1991),「イギリス福祉国家の研究—社会保障発達の諸画期」東京大学出版会

山田篤裕(1999),「所得補助・社会基金」,武川正吾・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 イギリス』東京大学出版会

Summary

Public assistance and work incentives to the low-income families
in the United Kingdom

Yuka Miyadera

This article will describe the “Working Families’ Tax credit” (hereinafter called WFTC) scheme and examine the impact on the behavior of low-income families in the UK. The WFTC is the first scheme in the UK, which combined tax system with benefit system, which could render them a financial incentive to work. The WFTC is designed to increase the net income of the recipient families with full time working, which could resolve so-called “poverty trap”.

In the first section of this article, the background and historical context of the development of WFTC scheme in the UK will be revealed. In the second section, the outline of WFTC will be described from the comparative viewpoint with precedent schemes. In the third section, the significance of WFTC will be examined from the three different aspects i.e. 1) cost for childcare and impact on the behavior of low income families to work, 2) structural relationship between working hour and net income under WFTC scheme, and 3) WFTC and work incentive from the viewpoint of the empirical research date. In the final section, it will be argued that WFTC is positioned in the context of the change of childcare policy, and that WFTC played an important role to solve poverty trap of “income support” though, WFTC itself has generated a new poverty trap of WFTC to the people with this scheme.